

# 税法入門

弁護士である夫が妻に支払った  
税理士報酬は必要経費となるか  
(妻税理士事件)

## 事案の概要

弁護士Xは、別個独立の事務所で税理士業務を行なっている妻Aに税理士報酬等を支払い、その報酬等をXの必要経費に算入して税務申告した。これに対し、B税務署長は、所得税法第56条の規定を適用し、上記報酬等は必要経費として認められないことを理由とする更正処分等を行なった。Xは、国及び東京都に対して、更正処分等により負担させられた金額を誤納金として返還することを求めて不当利得返還請求訴訟を提起した。

## 主たる争点

所得税法第56条は、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族」が居住者の営む事業所得を生ずべき「事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合」には、その対価に相当する金額を必要経費に算入しないと規定している。この規定が、弁護士である夫が別個独立の事務所で税理士業務を行なっている妻に報酬等を支払う場合にも適用されるのが争点となった。

## 判決要旨

### ●第一審判決

(東京地方裁判所平成15年7月16日判決)

「法56条の『従事したことその他の事由により(中略)対価の支払を受ける場合』とは、親族が、事業自体に何らかの形で従たる立場で参加するか、又は事業者に雇用され、従業員としてあくまでも従属的な立場で労務又は役務の提供を行なう場合や、これらに準ずるような場合を指し、親族が、独立の事業者として、その事業の一環として納税者たる事業者との取引に基づき役務を提供して対価の支払を受ける場合については、同条の上記要件に該当しないものというべきである」

※上記のとおり、第一審判決では、所得税法第56条の適用が否定され、弁護士Xの不当利得返還請求が認められた。しかし、控訴審(東京高等裁判所平成16年6月9日判決)ではXの逆転敗訴判決が下された。Xは上告したが、最高裁判所は、平成17年7月5日に、次のように述べてXの上告を棄却した。

### ●最高裁判決

(最高裁判所第三小法廷平成17年7月5日判決)

「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者とは別に事業を営む場合であっても、そのことを理由に所得税法56条の適用を否定することはできず、同条の要件を満たす限りその適用があるというべきである」

## 解説

### 1. 妻税理士事件第一審判決

所得税法第56条は、昭和25年の税制改正の際に設けられた旧法第11条の2をその前身としている。昭和24年8月のシャープ勧告を受けて行なわれた昭和25年の税制改正では、同居親族の所得を合算する所得合算制度が原則として廃止され、個人単位課税制度が採用された。旧法第11条の2は、昭和25年の税制改正の際に、個人単位課税制度の下で配偶者等に所得を分散して税負担を軽減しようとする「要領のよい納税者」の租税回避的な行為の防止などを目的として設けられた規定であった。

上記妻税理士事件第一審判決は、このような所得税法第56条の立法経緯及び趣旨を指摘して、同条の適用範囲を、「要領のよい納税者」による租税回避的な行為の防止などの同条の立法趣旨が当てはまる場合に限定し、独立の事業者である妻Aに対する税理士報酬の必要経費算入を肯定したものである。

### 2. 妻弁護士事件

上記妻税理士事件第一審判決の後に、最高裁判所

は、それぞれ別個独立の事務所で弁護士業を営んでいる夫から妻に支払われた弁護士報酬の必要経費算入について争われた妻弁護士事件において、所得税法第56条の適用を肯定し、弁護士報酬の必要経費算入を否定した（最高裁判所第三小法廷平成16年11月2日判決）。

妻弁護士事件と妻税理士事件の事案の違いを検討すると、妻弁護士事件では毎年595万円という一定額の報酬が支払われていたのに対し、妻税理士事件では、夫である弁護士が税務申告及び記帳業務等の具体的な税理士業務を妻に依頼し、それぞれの年の業務に応じた金額の報酬（平成7年分として約72万円、平成8年分として約113万円、平成9年分として約106万円）を支払っていた点などにおいて違いが見られる。したがって、妻税理士事件は、妻弁護士事件に比べて、租税回避的な行為の防止という所得税法第56条の立法趣旨が当てはまらないことが明らかであるといえる。それゆえ、妻税理士事件の上告審において、最高裁判所が、両事件の事案の違いを考慮した判断を行なうのか否かが注目されていた。

### 3. 妻税理士事件最高裁判決

最高裁判所は、平成17年7月5日、弁護士Xが支払った税理士報酬等について所得税法第56条を適用し必要経費算入を否定した控訴審（東京高等裁判所平成16

年6月9日判決）の判断を是認し、Xの上告を棄却した。最高裁判所はその理由を述べていないが、同条は「事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合」と規定し、対価の発生事由について何ら限定を加えていないから、その文言を形式的に解釈すると、独立の事業者間であっても同条の適用が肯定されることになる。したがって、妻税理士事件最高裁判決は、租税回避的な行為の防止という所得税法第56条の立法趣旨が当てはまらないことが明白な事案においても、同条の文言どおり、同条の適用が肯定されるという判断を示したものであるといえる。

#### <参考文献>

『よくわかる税務訴訟入門』小林真一・山本英幸著 中央経済社 49頁～53頁

『検証 納税者勝訴の判決』山本守之・守之会編 税務経理協会 359頁～384頁

増田英敏「税理士の妻への税理士報酬支払と所得税法56条適用の可否—宮岡事件」税務事例（Vol.35 No.12）2003.12 1頁～10頁

増田英敏「妻への税理士報酬支払と所得税法56条の適用範囲—宮岡事件控訴審判決」税務事例（Vol.36 No.9）2004.9 1頁～9頁

金井恵美子「『生計—』親族間における対価の授受～弁護士・税理士夫婦事件」税理 2004.9 48頁～55頁

（税務特別委員会副委員長 戸田 智彦）